省令

○総務省令第百八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、及びこの法律を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

総務大臣　樽床　伸二

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号の二を削る。

第八条第二項第二号の二中「エリア放送」の下に「（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び」を削り、同項ただし書中「（地上一般放送局を除く。）」を削る。

別表第二号第2の表注25(10)中「確認できる書類」の次に「並びに特定ラジオマイク（設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクをいう。）及びデジタル特定ラジオマイク（設備規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクをいう。）との混信防止のための運用調整に関する資料」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、第二条中無線局免許手続規則第十七条第一項及び同項ただし書の改正規定は、同年四月一日から施行する。

○総務省・外務省令第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

総務大臣　樽床　伸二

外務大臣　玄葉光一郎

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表北米の項中

在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国（アラスカ州、ワシントン州（在ポートランド日本国総領事の管轄区域を除く。）、モンタナ州及びアイダホ州（アイダホ郡以北の地域に限る。）の区域に限る。）

を

在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国（アラスカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州及びオレゴン州の区域に限る。）

に改め、

在ポートランド日本国総領事	アメリカ合衆国（オレゴン州、アイダホ州（在シアトル日本国総領事の管轄区域を除く。）及びワシントン州のうちクラーク郡の区域に限る。）

を削り、同表欧州の項中

在ドイツ日本国大使	ドイツ連邦共和国（在デュッセルドルフ、在ハンブルク、在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

を

在ドイツ日本国大使	ドイツ連邦共和国（在デュッセルドルフ、在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

に改め、

在ハンブルク日本国総領事	ドイツ連邦共和国（ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州の区域に限る。）

を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ポートランド日本国総領事	在シアトル日本国総領事
在ハンブルク日本国総領事	在ドイツ日本国大使

訓令

○外務省訓令第二十八号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表北米の項中

在シアトル日本国総領事	アラスカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州中アイダホ郡以北の地域

を、

在シアトル日本国総領事	アラスカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州、オレゴン州

に改め、